

豊橋市資源化センター余熱利用施設  
整備・運営事業

落札者決定基準

平成 17 年 3 月

豊橋市

<目次>

1. 総則.....	1
(1) 落札者の決定方法.....	1
(2) 審査の進め方.....	1
(3) 審査結果の公表.....	2
2. 資格審査.....	3
3. 提案審査.....	4
3-1. 基礎審査.....	4
(1) 入札価格の確認.....	4
(2) 提案書類の確認.....	4
3-2. 総合審査.....	5
(1) 入札価格の評価.....	5
(2) 提案内容の評価.....	5

## 1. 総則

### (1) 落札者の決定方法

「豊橋市資源化センター余熱利用施設整備・運営事業」（以下「本事業」という。）の実施においては、設計、建設、維持管理及び運営に関する専門的な知識やノウハウが求められることから、落札者の決定にあたっては、入札価格のほか、設計、建設、維持管理、運営等の提案内容、事業計画の妥当性・確実性等の各面から総合的に評価を行う、総合評価一般競争入札方式を採用する。

この「豊橋市資源化センター余熱利用施設整備・運営事業 落札者決定基準」（以下「本書」という。）は、豊橋市（以下「市」という。）が、総合評価一般競争入札方式により落札者を決定するための基準を示すものである。

### (2) 審査の進め方

審査は、以下の手順で実施する。

- ① 資格審査：第一次審査として応募資格の有無を判断する。
- ② 提案審査：第二次審査として応募者からの提案内容を審査する。審査は「基礎審査」と「総合審査」から構成され、「基礎審査」では、入札価格及び提案内容が市の基準を満たしているか否かを確認する。「総合審査」では、入札価格及び提案内容を様々な視点から総合的に評価する。

資格審査及び基礎審査は市が行うものとし、総合審査については、市及び「豊橋市資源化センター余熱利用施設整備・運営事業審査委員会」（以下「審査委員会」という。）が実施する。審査委員会は、学識者及び市職員で構成され、本書の基準に基づいて入札価格及び提案内容の審査を行い、優秀提案を選定する。市は、審査委員会による審査結果を踏まえ、優秀提案を行った者を落札者として決定する。

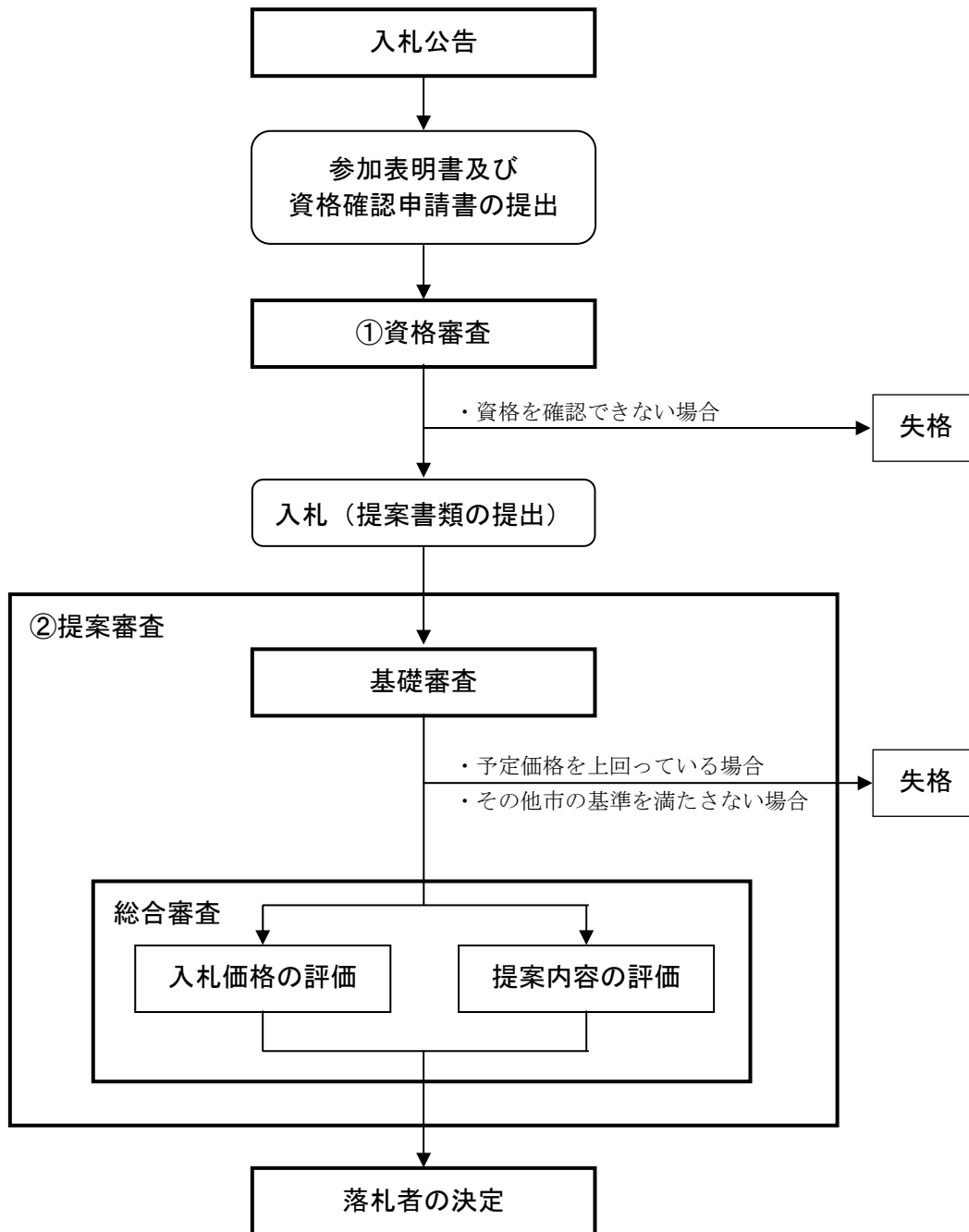


図1 審査の進め方

### (3) 審査結果の公表

審査の結果については、各応募者へ個別に通知するほか、結果の概要についてはホームページに公表する。

## 2. 資格審査

資格審査では、応募者から提出される資格審査に関する提出書類をもとに、応募者が参加資格を満たしているか否かを確認する。本審査は市が実施し、参加資格が確認できない場合は失格とする。本審査における確認内容及び確認方法は下表のとおりとする。

表1 資格審査における確認内容及び確認方法

区分	審査内容	対象様式
共通	① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく入札参加の資格制限に該当しないこと。	市の資料及び様式2-9
	② 会社更生法（平成14年12月13日法律第154号）第17条に基づく更生手続開始の申立て、旧和議法（大正11年法律第72号）第12条に基づく和議開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは同法第19条に基づく破産の申立て及び商法（明治32年法律第48号）第381条に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていないこと。	様式2-4
	③ 市が本事業について、余熱利用施設整備・民間資金等活用事業調査を委託している株式会社三菱総合研究所、株式会社三菱総合研究所が本業務の一部を委託している株式会社エコ・アシスト及びあさひ・狛法律事務所、並びにこれらの企業と資本面若しくは人事面において関連のある者でないこと。	市の資料及び様式2-9
	④ 審査委員会の委員が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面において関連のある者でないこと。	市の資料及び様式2-9
	⑤ 応募企業又は応募グループの構成員が、他の応募企業、応募グループの構成員として参加していないこと。	様式2-1、様式2-2
	⑥ 入札公告日から落札者決定までの間において、市の指名停止措置を受けていないこと。	市の資料
設計	① 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。	様式2-5
	② 平成15年12月12日付け公告による、平成16・17年度に豊橋市が発注する建設工事等の契約に関し競争入札に参加する者に必要な資格を有し、その希望する業種が、建築関係建設コンサルタントであること。	市の資料
建設	① 建設業法（昭和24年法律第100号）第15条の規定による建築工事業に係る特定建設業の許可を有すること。	様式2-6
	② 平成15年12月12日付け公告による、平成16・17年度に豊橋市が発注する建設工事等の契約に関し競争入札に参加する者に必要な資格を有し、その希望する業種が、建築一式工事であること。	市の資料
	③ 建設業法に規定する建築一式工事に係る経営事項審査結果の総合評点が820点以上であること。	市の資料
維持管理	① プール施設について1年以上の維持管理実績を有していること。	様式2-7
	② 参加表明書及び資格確認申請書を提出するときまでに直近2か年の国税、都道府県税及び市町村税を完納していること。	様式2-9
運営	① プール施設について1年以上の運営実績を有していること。	様式2-8
	② 参加表明書及び資格確認申請書を提出するときまでに直近2か年の国税、都道府県税及び市町村税を完納していること。	様式2-9

※評価対象の様式には、添付資料も含むものとする。

### 3. 提案審査

#### 3-1. 基礎審査

提案書類について入札価格が予定価格を下回っているか否か及び応募者からの提案内容が入札説明書等に示す条件を満たしているか否かを確認する。本審査は市が実施し、全ての確認項目を満足できていない応募者は失格とする。

##### (1) 入札価格の確認

市は、入札書に記載された金額が予定価格の範囲内であることの確認を行う。予定価格を上回った応募者は失格とする。

##### (2) 提案書類の確認

応募者から提出された提案書類について下記の事項を確認する。

表2 提案書類の確認内容

確認項目	確認内容	対象様式
一般事項	① 要求した提出書類が全て揃っていること。 ② 指定した様式に必要な事項が記載されていること。 ③ 提案書全体を通じ、提案内容に矛盾や齟齬がないこと。 ④ 本事業の実施に係る提案内容が、市が要求する水準及び性能に適合していること。	提案書全般
特別目的会社の組成	⑤ 代表企業の出資比率が出資者中最大であること。	様式 6-1
事業計画の妥当性	⑥ 資金の調達先、調達額、調達条件（金利等）が明確であること。	様式 6-1
	⑦ 借入金の返済能力（DSCR $\geq$ 1.0）があること。	様式 6-3
スケジュール	⑧ 運営開始が確保されるための合理的なスケジュールとなっていること（設計期間、建設期間、運営準備期間等に明らかな矛盾がないこと。）。	様式 5-4

※評価対象の様式には、添付資料も含むものとする。

※DSCR（Debt Service Coverage Ratio）…各年度の元利金返済前キャッシュフローが、当該年度の元利金支払所要額の何倍かを示す比率

### 3-2. 総合審査

総合審査では入札価格と提案内容の二つの面から評価を行う。入札価格の評価点が 100 点満点、提案内容の評価点が 100 点満点の合計 200 点満点で評価する（総合審査の結果が同点となった場合には、くじ引きにより落札者を選定する。）。

なお、審査委員会は、総合審査の過程において各応募者に対しヒアリングを実施する。ヒアリングは平成 17 年 9 月中旬を予定しているが、詳細については提案書類受付後に改めて市から各応募者に連絡する。

$$\text{総合評価点数（満点 200 点）} = \text{入札価格の得点（100 点）} + \text{内容評価の得点（100 点）}$$

#### (1) 入札価格の評価

最低価格を提示した提案に満点(100点)を付与する。それ以外の入札価格については、次式に従って得点化する。

$$\text{入札価格 A の得点 (P)} = \frac{\text{最低価格}}{\text{入札価格 A}} \times 100$$

#### (2) 提案内容の評価

応募者からの提案内容を、別表 1 の評価項目及び配点に基づき審査委員会が得点化する。採点基準は下表のとおりである。

表 3 内容評価の採点基準

評価	評価内容	採点基準
A	提案内容が優れており、かつその効果が期待できる	配点×1.00
B	提案内容の効果が期待できる	配点×0.75
C	提案内容の効果がある程度期待できる	配点×0.50
D	要求水準を満たしている程度、若しくは提案内容の効果があまり期待できない	配点×0.25

以上

別表 1 総合審査（提案内容評価）における評価項目及び配点

評価項目		評価の視点	配点	対象様式	
設計・建設	環境保全性	①環境負荷低減性	省資源・省エネルギーの実現を図るほか地球環境保護に資する具体的な提案を期待します。	10	様式 5-7
		②周辺環境保全性	施設の立地条件を踏まえ、景観との調和のほか周辺環境の保全に資する具体的な提案を期待します。	10	
	安全性	①防災性、防犯性、利用者に対する安全性	施設の防災性能や施設の警備方法等を踏まえた防犯性能、並びに利用者の安全確保に資する建築計画や設備面での具体的な提案を期待します。	5	様式 5-8
	機能性	①利便性	市民の円滑な利用が図られるような建築計画面での具体的な提案を期待します。	5	様式 5-9
		②ユニバーサルデザイン	幅広い市民の利用を可能とするため、身体障害者及び高齢者等への配慮について具体的な提案を期待します。	5	
		③室内環境性	室内空間の快適性の向上に資する具体的な提案を期待します。	3	
耐久性	①耐用性、保全性	ライフサイクルコストを考慮した、建築材料や設備機器の採用の考え方、並びに保守の作業性や施設・設備の更新性の向上に資する具体的な提案を期待します。	5	様式 5-10	
維持管理	①温水プールと温浴施設の衛生管理について		施設の設計仕様を踏まえた温水プールと温浴施設の衛生面の管理（水質管理を含む）について具体的な提案を期待します。	10	様式 5-11
	②修繕計画の考え方について		施設の設計仕様や保守管理方針を踏まえた合理的な修繕計画の提案を期待します。	7	
	③維持管理体制について		要求水準に規定された業務及び事業者独自の提案内容を実現するための維持管理体制（業務実施体制図等）について具体的な提案を期待します。	3	
運営	①利用者の満足度向上に対する考え方について		利用者の声を運営に生かす工夫や健康づくりに関する適切な情報提供やアドバイス等、利用者の満足度向上に資する具体的な提案を期待します。	10	様式 5-12
	②利用者の安全確保について		災害や事故の発生の未然防止及び発生した際の緊急対応に関する具体的な提案を期待します。	7	
	③運営体制について		要求水準に規定された業務及び事業者独自の提案内容を実現するための運営体制（業務実施体制図等）について具体的な提案を期待します。	3	
事業計画	①事業実施の確実性		事業遂行の確実性に資する具体的な提案を期待します。	10	様式 6-1 ～様式 6-7
	②リスク管理方針		本事業の内容及び提案する事業計画の特徴を踏まえたリスク対応策について具体的な提案を期待します。	7	
計		—	100	—	

※様式 5-1～様式 5-6 については各評価項目において適宜参照する。

※「修繕計画の考え方について」の評価においては様式 6 を適宜参照する。